

障 害 者 任 免 状 況

令和6年6月1日現在

	1 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 (人)	2 障害者の数 (人)	3 実雇用率 (%)	4 法定雇用率達成のために 採用しなければならない 障害者数 (人)	備 考
水道局	115	3	2.61	0	

※1 1欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合をもとに設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

※2 2欄「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行っている。

また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員については1人分、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

※3 障害の種別や程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であることや障害の程度等が推認される恐れがあるため、非公表とする。